

2022年2月25日

新型コロナウイルスに関する米国からの帰国・入国者の待機措置等の変更（ノースカロライナ州、サウスカロライナ州、ジョージア州、アラバマ州の指定解除）

● 2月24日、3月1日以降の日本入国の際の水際措置の見直しについて詳細が公表され、米国は、「水際対策に係る指定国・地域」から解除されました。これによりノースカロライナ州、サウスカロライナ州、ジョージア州、アラバマ州に居住・滞在し、3月1日午前0時（日本時間）以降に日本に帰国・入国する際の待機措置は以下の通りとなります。

1 ワクチン3回目追加接種者については、空港検疫での陰性結果によって、日本入国後の自宅等の待機が不要となります。日本の空港到着後の公共交通機関の使用についても制限がなくなります。

2 ワクチン3回目追加未接種者については、入国後に原則7日間の自宅等待機が求められますが、自宅等待機での3日目以降に「認められる検査実施機関（厚生労働省が認めた検査実施機関）」で検査し、陰性結果を「MySOS（入国者健康居所確認アプリ）」により届出を行い、待機終了の連絡が届いた方については、その後の自宅等待機の継続は求められません。

● 「認められる検査実施機関（厚生労働省が認めた検査実施機関）」

<https://www.c19.mhlw.go.jp/search/>（3月1日以降掲載予定）

また、自宅等待機のため空港から移動する手段として、目的地に最短経路で移動し、かつ入国時の検査（検体採取時）から24時間以内に移動が完了する場合には、公共交通機関の使用が可能となります。

● 「水際対策強化に係る新たな措置（27）」Q & A

<https://www.mhlw.go.jp/content/000901838.pdf>

3 ワクチン3回目追加接種者の定義は、ファイザー、アストラゼネカ、モデルナのいずれかのワクチンを2回、または、ジョンソンアンドジョンソンを1回接種した後、3回目（1回目がジョンソンアンドジョンソンの場合は2回目）にファイザーまたはモデルナを接種し、公的な機関で発行された新型コロナワクチン接種証明書（電子的に交付されたものを含む）を所持している者とされています。

4 日本への帰国・入国にあたっては、ワクチン接種証明書の提示のほか、引き続き、出国前72

時間以内に実施したコロナ検査の陰性証明の提出や到着時のコロナ検査、また必要に応じて誓約書の提出、スマートフォンへの必要なアプリのインストール・登録・利用、質問票Webへの登録等の手続きがあります。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html

5 新型コロナウイルスに関連する当館ホームページサイトにおいて、これまで当館が発出したお知らせや日本における新型コロナウイルスに関する水際対策強化の情報を掲載していますので、ご確認ください。

https://www.atlanta.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/covid-19_J.html

このメールは在留届にて届けられたメールアドレス及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。

○在アトランタ日本国総領事館

(管轄地域・ノースカロライナ州、サウスカロライナ州、ジョージア州、アラバマ州)

ホームページ : <http://www.atlanta.us.emb-japan.go.jp/nihongo/index.html>

住所 : Phipps Tower, 3438 Peachtree Road, Suite 850, Atlanta, GA 30326, U.S.A.

電話 : (+1-404) 240-4300

Fax : (+1-404) 240-4311